

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成19年9月6日(2007.9.6)

【公開番号】特開2006-149986(P2006-149986A)  
 【公開日】平成18年6月15日(2006.6.15)  
 【年通号数】公開・登録公報2006-023  
 【出願番号】特願2004-349198(P2004-349198)  
 【国際特許分類】

**A 4 7 C 27/00 (2006.01)**

【F I】

A 4 7 C 27/00 F  
 A 4 7 C 27/00 D

【手続補正書】  
 【提出日】平成19年7月24日(2007.7.24)  
 【手続補正1】  
 【補正対象書類名】明細書  
 【補正対象項目名】0021  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【0021】

前記2枚の膜状体4,5は、ヒートシール方式、インパルスシール方式、高周波シール方式または超音波シール方式等により、周辺シール部6、仕切りシール部7および補強シール部8において互いに溶着されてシールされることにより、4つの気体室9を形成されている。前記周辺シール部6は、膜状体4,5の4辺付近に、該4辺に沿って四角形状に設けられている。前記仕切りシール部7は、膜状体4,5の縦方向および横方向中央部を、膜状体4,5が平面状に保持されている状態において直線状に延びるように4本設けられており、該仕切りシール部7の外端部は周辺シール部6に連続し、内端部は膜状体4,5の中央付近に位置している。そして、これらの仕切りシール部7により各気体室9は互いに仕切られている。前記補強シール部8は、環状をなして、4本の仕切りシール部7の内端部間に設けられている。前記4本の仕切りシール部7の内端部と補強シール部8との間に設けられた非シール部分は1組の連通口11を形成しており(本実施例では、4本の仕切りシール部7の内端部と補強シール部8との間の4箇所非シール部分が存在することとなるが、機能的にはこれらは1つの連通口11と考えることができる)、各気体室9を互いに共通に連通している。したがって、それぞれ四角形状をなす4つの気体室9が、それらの1つの角部が互いに接する部分において連通口11を介して互いに連通されている。言い換えれば、連通口11は各気体室9に取り囲まれる位置に設けられて、各気体室9を互いに連通している。前記仕切りシール部7の内端部と補強シール部8との間の距離は、4~8mm程度が好ましい。なお、図4および5の断面図は、仕切りシール部7および補強シール部8を模式的に示しており、必ずしも実際のシール部を忠実に描いたものではないことに留意されたい。

【手続補正2】  
 【補正対象書類名】明細書  
 【補正対象項目名】0023  
 【補正方法】変更  
 【補正の内容】  
 【0023】

図6は、本実施例のクッション体1全体を示しており、全体を袋状とされた外皮3内に1つのクッションユニット2を収容してなる(したがって、本実施例においては、クッシ

ョン体 1 は 1 つのクッションユニット 2 のみを備えている)。前記外皮 3 は、布、プラスチックフィルムないしはシート等の柔軟な膜状体からなる。なお、前記外皮 3 は、それ自体が密閉された空気室を構成してクッション体 1 の特性を阻害することとならないように、その素材自体が通気性を備えているか、通気孔を設けられていることが好ましい。